

○（平野委員長） では、少し早いですけども、おそろいですので会議を再開いたします。

次に、請願第13号、市立幼稚園・保育所のあり方について（統廃合・民間移管）に関する請願書を議題といたします。

あらかじめ御報告申し上げますが、本請願の請願項目2に「芦屋市立幼稚園・保育園」と記載があったため、6月9日の本会議前に、「保育園」を「保育所」に訂正する旨の請願書訂正願を受け付け、議長許可としておりますので、申し添えておきます。

本請願については、請願者から口頭説明の申し出がありますので、5分以内に限って請願趣旨の口頭説明を受けたいと思います。

請願者、大永順一様、前の席にお移りください。

議事運営上、大変長くお待たせをしてしまいましたけれども、御説明をよろしくお願いいたします。

◎（大永順一請願者） 市立幼稚園・保育所のあり方について、請願を出しました。ことしの2月13日に出されました「あり方」についての説明をずっとされてきたんですけども、なかなかその市民意見を取り入れるという姿勢が見られないままで、ずっとこのままやりまわすという説明会に終始されましたので、芦屋市の自治会連合会の4月11日に行われました理事会で、内容と経過を報告したところ、「拙速である。重大なことだから地域みんなで考えるべき」というふうな意見にまとまりまして、じゃあどうするかと、強力で効果的な、市民に訴えもできる議会への請願をしようという結論を得ましたので、本日お願いに参ったわけでございます。

その後、5月1日付の「広報あしや」等に芦屋市の回答も出されておりましたけれども、やはり市民がいろんな提案をした中身についての誠実な回答ではなかったというふうに、私どもも捉えております。

このたびの統廃合の理由に学校教育審議会の答申が使われておりますけれども、諮問されたのは適正規模と適正配置という中身ではありませんけれども、芦屋市に、今、市立幼稚園に通っている30%が同年齢なわけですけれども、その子供たちをどうするかということについて、審議会の中でも非常に危惧されるという中身でありました。

ただ、適正配置、適正規模という諮問の中では、一定の審議をするには限界がございましたので、あり方論とかそういったことについては、ほとんど触れられないで終わりましたので、その辺の問題については別の機会があるべきだというふうなことで、審議会そのものはそこで終わったんですけども、その中で、配置についての答申の一つに、「保護者にとって幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な選択肢があり、そのニーズに応じて選択できる環境を整えることが望ま

しいことから、各中学校圏域内の就学前教育・保育施設の配置状況を十分勘案すること。」ということで、もう一つは「就学前児童の動向を見据えた、市立幼稚園のあり方を検討すること」という二つを答申の中に織り込んでいただいたんですけれども、このことについてはほとんど、我々としては余りそういったことが考慮されていないように思う内容だったので、その地域ニーズというところの、どういうふうに捉まえるかというのは、問題はあるかと思うんですけれども、その辺での論議が非常に少なかったのではないかと。

審議会が行われている間に、実は事務局のほうで一定の案を同時に検討していたという事実も片一方でありますので、実際に動き始めたのは答申が出たということで、すぐ始まったわけでしょうけれども、実際には審議会が始まると同時に一定の案をいろいろ検討していたということでもありますけれども、そのことについて審議会のほうには何も示されなくて、また、子ども・子育て会議のほうでも保育所を統合するというについても提案をされていないという中で、こういった案が出てきたということは、非常に納得がいかないということで、一定の住民サイドの意見がどういうふうに入るかというのは、やっぱり検討すべきだったのではないかというふうに思っております。

そして、今、求められているのは保育施設の拡充でありまして、それは今回の案の中では、来年の4月に開園する認定こども園2園のことは入っているんですけれども、もともとあったものでありますし、ことし残りまして人数は、早くても精道圏域で平成30年にできます分庁舎の跡地にできる保育施設というのが最初でありまして、それまでの間は何もないということで、一定のそういう市民が要望している方策について、一つも応えてない。何か方法があるんじゃないかというの、市民の中に案があるかもしれないんですけれども、そういったことも聞かないということで、一定、問題があるのではないかと。

それから、保育所、認定こども園というのは……

○（平野委員長） 大永様、そろそろまとめていただけたらと思います。

◎（大永順一請願者） はい、済みません。

最後に、いろんなやり方はあると思うんですけれども、芦屋市が就学前教育をどのように行って、幼児期の子供たちが次に育つ場である小学校につなげていくかということについてのまちづくりを担う市民だとか議員さん、それから行政、そして教育専門家を交えた多彩なメンバーで議論し、誇れる芦屋の教育環境をつくるというのが先決ではないかと思えます。

それぞれの施設のあり方については、いろんな意見があるとは思いますが、芦屋市がうたう、心豊かに健やかに成長するための基盤整備、子育て環境の整備といったところの地域のまちづくりとして、市民みんなで作っていくということが、これからの芦屋市の方針としてほしいなと思えます。

請願項目は、そこに書いたとおりでございますのでお読みください。

以上です。

○（平野委員長） ありがとうございます。

ただいまの請願者の説明につきまして、確認することがございましたら、委員の皆さんからお願いします。

◆（松木委員） 今、請願のことについて説明を受けたんですが、この請願を出す前に、自治連として市長なり教育長に対して陳情なりなんりの申し入れをしたのかどうか。

それから、ついでに言いますけれども、憲法第16条では「何人も（中略）平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」というふうに決められておりました、私は請願を自治連として出すなどとは言いませんけれども、自治連にはやっぱりさまざまな考えの人がおるといふふうに思うんですね。したがって、ある程度、政治的なことについては、やっぱり中立を求められるのではないかなというふうに思うんですが、この請願を提出したことと、その請願の内容について、自治連という組織の判断として適正だというふうに考えておられるのかどうか、その2点だけお答えいただきたいと思います。

◎（大永順一請願者） 市長さん等には申し入れは行っておりません。

2番目、言われている意味がようわからんのですけども、組織的に出して何が悪いんでしょうか。よくわかりません。

私たちは、まちづくりの観点から、この問題を検討しておりましたので、それで政治的など言われるんですか。よくわかりません。

○（平野委員長） 議会内の取り決めで、請願者に対する質疑は請願の趣旨の範囲ということになっていきますので、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

◆（長谷委員） 先ほどの説明の中で、学教審の委員でもいらっしゃるので学教審の内容に触れていらっしゃったんです。ということは、今の御説明を私なりに解釈すると、学教審の答申について、答申がこういう形だというふうに市のほうもちゃんと言っているんですけども、それと実態が若干違うんじゃないかと、そういうことをおっしゃりたかったんでしょうか。それだけ答えていただきたい。

◎（大永順一請願者） いや、違います。学教審の答申は出した中身で確認しているんですけども、内容をたくさん書いてあるので、その一部だけとられたというふうに感じているので、そういうふうな説明をさせていただきます。

◆（長谷委員） ちょっとだけ、もう一つだけ確認をさせていただきます。

ということは、いっぱい出ていたんですけども、その1個だけを出しているような形に出ているんだという、そういうことでしょうか。

◎（大永順一請願者） いや、そういう意味じゃなくて、学教審は数ページにわたって書いてあります。実際には1、2、3の項目で中学校圏域で、それから3項目としての回答なんですけれども、それに附帯して、たくさんの条件をつけてありますが、その辺について特にもうちょっと考慮してほしいというのが意見です。

◆（徳田委員） この請願書の押印は私たちにはちょっと黒塗りで見

えないんですけど、これは自治連のそういう団体としての印鑑なのか、それとも代表者の印鑑なんですか。

◎（大永順一請願者） それは自治連です。

◆（徳田委員） ちょっと先ほど松木委員の質問を聞いていたんですけど、趣旨説明というか、私はこの自治連として出してくる請願の形式的なことになりますけども、それが整っているかどうかということは、先ほど松木委員は、政治的中立性ということをおっしゃったと思うんですけども、下部団体である単位の自治会のそういった情報というか意見は取りまとめた上で、自治連として総意で出してこられたわけですか。

◎（大永順一請願者） 自治連のそれぞれの地域の代表であります理事会の決定です。だから、それぞれその中で理事が意見集約をしてきた内容について検討した結果、請願をすることになったんです。

○（平野委員長） 先ほども申し上げましたけれども、請願の趣旨の確認という範囲を超えないように。

◆（徳田委員） では、あとは紹介議員にお聞きします。

○（平野委員長） ほかに請願者の大永様に対して、皆さん確認することはありますか。

〔「なし」の声おこる〕

○（平野委員長） では、大永様、後ろのほうにお戻りいただけますか。

続いて、紹介議員から補足説明はございますか。ございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○（平野委員長） では、委員の皆さんから質疑はありますか。

◆（松木委員） この請願が自治連の規約に照らしてどうなのか、先ほども言いましたように、個人で出されているなら問題ないけれども、これは自治会連合会の代表者という名前で出されていますので、提出までに至る過程はどうだったのか、十分な討議はなされたのか、民主的な手続を経ているのかどうか、それから、末端の自治会にまで提出することや内容などについて全て行き渡っていたのかどうか、そこら辺を確認したいので、質問をいたします。

先ほど、大永さんのほうから、4月11日の理事会で決めたこと、こういうふうに言われたんですね。市民参画課にお聞きしますが、この4月11日の理事会でこれはどういうふうなことでこういうふうな請願の提出に至ったのかどうか、誰がこれを発議をしたのか、そして理事会ではどういう意見が出たのか、そこら辺のところを議事録があれば提出していただきたい。なかったらちょっと口頭で説明していただきたい。

◎（山田市民参画課長） 自治会連合会の事務局を市民参画課が担っておりますので、その4月11日の理事会には事務局として出席をしておりました。

ここでは、まずは会長のほうから、今まで「市立幼稚園・保育所のあり方」に関する説明会に出た意見とかを見た結果、市民の申し入れとかについて、なかなか納得できる回答、市民の意見について取り入れて善処できるような、そういう回答にはなっていなかったため、先

ほど大永副会長のほうからもおっしゃっていたように、その中でどういった形で自治会連合会として、まちのあり方を考えていただきための有効な方策は何かということについて、皆さんに意見をいただく形となりました。

その中で出た意見としては、地域につきましてはいろいろな御意見があるのは、もちろん自治会連合会としては把握しているところでございますが、これについて請願の趣旨にもありますように、地域の意見を十分に聞いていただくという内容であれば、自治会連合会としての意見を請願として出すことについては何ら不服はないということで、合意に至った上で請願ということになりました。

以上です。

◆（松木委員） これは議事録はないんですね。理事会でこういうふうな重要なことについて、いつもそうなんですか。今、課長がお答えになられたんですが、議事録というのは全くないんですね。

◎（山田市民参画課長） はい、議事録というのは作成しておりません。

◆（松木委員） ほんなら後で誰がこういう発言をしたとか確認を、それは記憶されておられれば問題ないと思いますけれども、後でいろいろ問題が起きたときに、誰がどういうふうな発言をしたとか、そういうのは追跡のしようがないじゃないですか。議事録はずっとやってないんですね。要点筆記だけですか。

◎（山田市民参画課長） 済みません。最後のほうがちょっと聞こえなかったんですが……

◆（松木委員） 要点筆記だけにとどまっているんですねということですか。

◎（山田市民参画課長） はい、そのとおりでございます。

◆（松木委員） それで、これ、4月11日の理事会で会長のほうから、いろいろと幼稚園と保育所の件について、なかなか納得できるような状況ではないというふうなところで提案があったと。それで、それについていろいろ協議した結果、最終的にこういうふうな形で請願を出そうということになったということなんですが、じゃあこの件については1回だけで決めたということなんですか、4月11日の理事会で。

○（平野委員長） 当局に聞いていますか。

◆（松木委員） そうです。

◎（山田市民参画課長） 審議をしたのはこの4月11日の1回だけでございます。ただ、このときに関して、先ほど大永副会長がおっしゃっておられましたように、各理事さんが各ブロックにおろしていただいて、意見等を集約した上で、御意見がある場合については、事務局なり三役のほうなり、申し出ていただくようなことはおっしゃっておられましたので、その後、特に御意見もなかったというふうに事務局としては聞いております。

◆（松木委員） こういう内容で出されたということで、私は自治会連合会の規約をずっと精査したんですが、それからホームページも見たんなんですが、その中で、いろいろこの目的につきましては、市民の連

帯意識の育成だとか、それから各地区の環境整備及び改善、それから福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに親交を図ることを目的とするということになっとるんですね。

それから事業については4項目ありまして、組織の育成と向上発展、ブロック会及び専門委員会を行う事業及び事務の連絡調整だとか市及び関係機関との連絡並びに意見の交換、その他、目的達成に必要な事項と書いてあるんですが、このどの項目を見ても、今回の請願を出す目的なりなんなりというのが見当たらないんですよ。そこら辺のところを、これは私自身が納得できるような形で、これは紹介議員に聞いたほうがいいというふうに思うんですが、紹介議員はこの規約については十二分に知っておられますか。

○（平野委員長） 松木委員、手続のことに言及されていると思うんですけども、本請願は芦屋市議会で受け付けて、既に審査を行っておりますから、手続上、何か瑕疵があるような追及の仕方をされますと、本議会の権威にも係ってくることなので、そこは言葉を選んでいただいてお尋ねいただきますようによろしくお願いいたします。

紹介議員、答えられますか。

◆（前田紹介議員） 今、ホームページで自治会連合会の規約が載っていますけども、目的に、先ほど松木委員が言われたんですかね、第4条「本会は、市民の連帯意識の育成・各地区の環境整備及び改善・福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに振興を図ることを目的とする。」、まさしく子供の子育てという大きな福祉の課題、広義に言えば教育の問題も含めて言われているわけですし、御案内のように自治会連合会の組織は単一の自治会の連合体としてあるわけですけども、自治会組織が果たす役割については、議員諸氏、御十分に認識のとおりだというふうに思いますので、改めて自治会組織、自治会連合会の持つ意味について私が言葉を重ねるようなことはないというふうに思います。

もう1点ですけども、私が言うことが適切かどうかわかりませんが、先ほど自治連に対する事務局になっているのは確かに市民参画課ですけども、サポートという役目と自主的な自治会連合会ということに対して、行政当局の課長、理事者側が答弁できるのかということのやりとりを聞いているわけですけども、そのままもしあるとすれば、続けていいのかどうかということについては、委員長のほうで整理をいただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○（平野委員長） ほか、質疑はございますか。

◆（松木委員） 先ほども言いましたけれど、私は請願を出されることについては、それを真っ向から否定するわけじゃないんですよ。ただ、やっぱり自治会連合会という組織として、1回だけの理事会の協議の中で会長がぽっと出されて、それで何ていうんですかね、これを出すということに、内容についても決められたということについて、やっぱりもっとも議論をしながら、最終的にこういうような形になったというのであればいいけれども、1回だけで「うん、ほんなら出そうか」ということになったということについては、私はどうかなというふうに思います。

それから、やっぱり末端の自治会員さんなんかにも、こういうふうな形で請願を出しましたよというふうなことで、その後フォローされたのかどうか、それから、出すときにもきっちりとそこら辺のところは、やっぱり何ていうんですか、そういう単位自治会の代表者なり町会長さんなりに、そこら辺のところはブロック会に出られておるといふことなんですけれども、そこら辺のところも十二分に説明をされたのかどうなんでしょうか。

◆（長谷委員） 委員長、議事進行。

少し方向が入り口論という形になりそうなので、請願項目の中身とか、その質疑をさせていただければというふうに思うんです。

◆（徳田委員） さっきの所管事務調査の平野委員の発言も、一定、入り口論でしょう。一緒のことで今回はあかんのですか。

○（平野委員長） 途中になったので、長谷委員どうぞ、続けてください。

◆（松木委員） いや、私が発言しているんですよ。

○（平野委員長） 今、議事進行が出ていますから。

◆（長谷委員） できれば請願項目の中身についての質疑をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

（「形式も大丈夫なんですか、これ」の声おこる）

○（平野委員長） ちょっと不規則発言はやめてくださいね。

松木委員に申し上げますけれども、本議会として正式に受理をして審査に入っておりますので、手続論でいいますと、団体請願一般についてのことにも影響を及ぼしますので、本議会として請願審査に当たる姿勢が問われることになりますから、そこは言葉を選んで、今、議事進行もございましたけれども、請願の趣旨に沿ってお尋ねいただきますようお願いいたします。

◆（前田紹介議員） 松木委員の再度の質問は紹介議員に対する質問だというふうに理解するわけですが、私も紹介議員を受けるときに、自治会連合会の方と話しました。松木委員御案内のように、自治会連合会のホームページも見られているということですけども、3月14日、三役会で、まずこの公表されたことに対して議論をされているということが議事要旨に載っております。それを受けて、4月の理事会で協議をされて、やはり請願を出そうということになったと。

その中には、近隣の地域説明会に多くの地域の自治会長さんが出席されていたということは御案内のとおりだというふうに思います。

各全ての単位自治会の総意というんですか、意見集約はできているということはないというふうに思うんですけれども、これも規約にあるように、組織というものは総会が最高の議決機関ということで当然あるわけですけども、それにかわるもの、次の段階として理事会というところが、これはどの組織でもそうであります。

時としてPTAなりさまざまな組織から出てきますけども、最高議決機関でなったものが請願で出てくるということじゃなくて、次なる機関の手続をしてやってこられているということは理事会でやられたというふうに思っていますし、その請願を改めて口頭陳述もされるというふうに伺ったときに、口頭陳述の内容等は自治連の方に伝える。

それで6月の定期総会もあるわけですから、改めて丁寧な各単位自治会等に対する説明というの、丁寧にされるといいでしょうということも申し添えました。

◆（松木委員） いいです。

○（平野委員長） ほかにございませんか。

◆（徳田委員） 今回の紹介議員の話でしたら、6月の定期総会で事後報告になるんですかね、どうかわかりませんが、通常こういった任意団体の総会のときに、前年度の活動の総括とか決算の承認とかして、新年度の活動方針を決めると。その活動方針にのっとって理事会が動く。予算も決める。予算にのっとって執行者が動くという形で、それ以外の災害とか何か不測の事態があったときには、ある程度、理事会に一任されるという形です。まずこれを言うておきます。

その上で、今回のこういった請願、これは自治連から出てきたのは初めてです。先ほど松木委員がおっしゃっているのは、僕も同じなんですけども、もちろん請願権否定は全くいたしません。ただ今回、団体意思を示していますけど、団体意思の決定の仕方に瑕疵がなかったのかと。下部の団体で決定したことが上がってきて、もしくは上部の理事会で決定したことを下部の団体に諮って、これでいいのかという形で出てきたのかということについて、ちょっと疑念を持たざるを得ないです。

これ、市民の方は自治連の判こを押していたら、芦屋市住民の全体の意思だと下手したらそう思うかもしれないでしょう。もしじゃあ自治連から定数削減の請願が出てきたらどうするんですか。

そういう一つの例示で言うてるんですけど、ですから団体意思というのは、やはり僕はそれだけのノブレス・オブリージュじゃないんですけども、そういった上の方はきちっとしたそういった責任を持った上で意思の取りまとめ、それで勝負しなかったら僕はあかんと思うんですよね。

僕も東南会の一員ですけど、全くこんな話は聞いてませんよ。ですから形式的なことになってしまうかもわからないけども、団体意思が正確にあらわれた請願なのかどうかということで心配しているんですよ。

ということをお願いして、じゃあ具体的に中身をちょっとお伺いいたしますけれども、請願の理由の1番で、「従来の市民意見を聞く場を無視したものであり、納得のいかないものである。」と、このように示されていますけども、「従来の市民意見を聞く場」とはどういうふうなことなんですか。どういう場所なんですか。どのようなものなんですか。今回それが持たれたなかったということなんですか。今回、市の説明会をいっぱいしましたよね、そのことを言うていらっしゃるんですか。それともその意見で市民の意見が通らなかったからあかんというふうな意味なんですか。どちらなんですか。

◆（前田紹介議員） 今、徳田委員指摘のように、通らなかったからだめだということじゃのうて、従来の意思のあり方という言い方を市はしていますけれども、大きな芦屋市の幼保の公立の設置についての計画の変更というんですか、プログラムだというふうに思います。



そういう大きな重要な案件というのは、従来、市民と参画条例に基づくパブリックコメントや、それまではいかなくても説明会というふうな、各前段にやられているというふうな格好になっていたんではないかなというふうに思うので、そういうことの従来の他の計画との関係性で言われているというふうに私は理解をしたわけでありませう。

◆（徳田委員）　じゃあそれはそうとして、二つ目に、請願の理由3番にありますけれども、「芦屋市の街づくりを担う、市民・議員・行政、そして教育専門家をまじえた多彩なメンバーで議論し、『誇れる芦屋の教育環境・街づくり』として市民みんなで作っていくのが、芦屋市の方針ではなかったのではないのでしょうか。」と記されています。

これについて、芦屋市の方針とありますから、まず最初に、行政のほうにお伺いします。こういった方針はどの意味のレベルの方針なのか。いわゆる具体的なそういった会議ということを指しているのか、理念としておっしゃっているのか、まず行政のほうにちょっとお伺いします。

○（平野委員長）　どこに聞かれますか。

◆（徳田委員）　市民参画課にお伺いします。

○（平野委員長）　市民参画課、御答弁いただけますか。

◎（稗田企画部長）　市民参画協働の推進という立場から申し上げますと、それぞれいろんな施策に対して市民と協働で考えていく、進めていくという大きな方針というのは持っておりますが、ここに記載されているような具体的な形の表現までは明記したものは特にございません。

以上でございます。

◆（徳田委員）　そしたら、請願者のほうでお書きになったような文章だと思うんですけど、この文章について紹介議員はどのように考えますか。

◆（森紹介議員）　いろいろ行政が出される計画や、あるいは考え方を、私たちも議会や市民の皆さんの意見を聞きながら、意見を申し上げることが多いというふうに思います。

行政のほうもパブリックコメントをとり、市民の意見を聞くと。そうしたさまざまな立場やあるいは専門家の意見を交えて、附属機関にそうした専門家の方々を迎えて、多様な方面から意見を聞いて、つくっていくというようなことが、芦屋市では大きな方針として掲げられているというふうに思います。

今回のこうした幼稚園や保育所のあり方や、あるいはこうしたことを考えていく上で、学校教育審議会や子ども・子育て会議というところで議論しているわけで、そうしたところでこの請願の中では、「誇れる芦屋の教育環境・街づくり」ということを市民みんなでそれぞれの意見を交わしながらつくっていくということをしてきたのではないかということだというふうに捉えています。

◆（徳田委員）　それは、できていると思いますか、できてないと思いますか。じゃあ森議員にお聞きしますけども、この請願の理由の3番では、それができていないかのような書き方ですね。今の森議員の

お話でしたら、ちゃんと市も説明会なりパブリックコメントなり、いろんなことをやっている。だから、この3番については、紹介議員だけでも当たらないと考えているのかどうか。

これは、私たちは二元代表制で選ばれた議会の議員ですから、この考え方というのは大事ですよ。お伺いします。

◆（森紹介議員） 今回がどうかということの御質問だったというふうに思うんですが、全体的にそうした流れを酌みながら、今回はこうした請願が出ているように、十分に意見の場で聞いていたけれども、まだまだ反映されていないんだという方の、そういう意見の請願だというふうに思っています。

◆（徳田委員） わかりました。

やはり先ほどの所管事務調査でも申し上げましたけども、まずは行政が方針を決め、原案を出し、それをまず公職選挙法によって選ばれた私たちは二元代表制の議員ですから、市民の意見を聞く前に議会に出すのが当たり前の話で、この手順がなかったら、逆に紹介議員の皆さんも怒るでしょう。まずは議会に提示ですよ。その次の段階で、そこでいろんな検討も熟議もされていくでしょう。それを過ぎてから、いろんなパブリックコメントとか、いろんな手順を経て、市民の意見を聞くという形があると思います。

その中で、私たちもいろんな形で動いているわけなんですけど、この書きぶりだったら何か二元代表制を否定して、直接、今の大川村じゃないですけど、直接民主制で決めていけみたいな話じゃないですか。

ですから、私は過去、震災復興から私も議員をさせていただいていますが、自治連からこんな請願が出てきたのは初めてですよ。今回なぜ特にこれに限って——限ってじゃないのかもわかりませんが、ほかにもいっぱい大きな問題がありましたよ。震災復興に関してのいろんな土地区画整理事業やら山手幹線の事業やら、総合公園やら、市民の間を二分するような議論がいっぱいありましたよ。なぜ今回が、先ほど松木委員も言いましたけども、この規約の中で福祉ということ、前田議員のように読んだら、今回特にこれに限って市民と福祉行政で大変だということなのであれば、その理由がもう一つ僕もよくわかりませんが、何がしか、これは民主主義的な形で出てきたものなのかなという疑問を持たざるを得ません。

民主主義的なというのは、市民一人一人の意見を聞くというのであれば、まず自治連の次の単位団体である住民の自治会の市民の意見を一人一人聞いた上で出さなきゃあかんでしょう。自分たちでその手続をせずに、市民一人一人の意見を聞け、これはどうなのと、私はそういった疑問を持たざるを得ませんわ。

◆（いとう紹介議員） この請願が出てきた理由としましては、自治会の方々はふだんから地域に密着して、子供の見守りをなさっていたりだとか、本当に生活者一人一人の顔を見ながらお仕事をさせていただいて、芦屋市の行政に御協力をいただいている立場の方だと思います。

その中で、例えば今回、きょう初めて見直し案は説明いただきまし

たけれども、先ほどの所管事務調査でもありましたように、5月1日の「広報あしや」におきましては、これで変わりませんよというお知らせもしております、地域の方としては大変お困りで不安なお気持ちがあったというように話を聞いています。

例えば、精道幼稚園に関しましては、まだ今現時点での説明のときに、最終的にどちらに認定こども園ができるかもわからない。またその認定こども園をするに当たっても、近隣の土地を買収しないとうまくいかないんじゃないか。そういう不安がしっかりと行政のほうから「いや、これはこうです」「あれはこういうめどが立ちます」というような説明がなかったのも、子供さんを持っている近隣の保護者の方が本当に不安がっていると。その声を何とか拾い上げたいという思いで今回の請願に至ったと思っております。

私もまだ議員になって10年で、初めて自治会連合会のほうから請願をいただきましたけれども、例えば先般、芦屋市商工会のほうから屋外広告物条例のときに請願が出ました。これも私の短い議員生活の中でも初めてでございます。

芦屋市議会は市民に開かれた議会を目指しておりますので、多くの方から請願やお声をいただけるというのは、芦屋市議会が市民の皆様に一歩近づいたということで、大変喜ばしいことだなというふうに逆に思っております。

以上でございます。

○（平野委員長） 徳田委員、先ほど松木委員にも申し上げましたけれども、請願提出の手順・手続に何か問題があった、瑕疵があったという視点から質問をされるというのは、言葉を選んでいただかないと、既に本議会として正式に受け付け、審査を行っておりますので、本市議会の手順・手続に問題があるということになりかねないので、そこは言葉を選んで御質問をお願いします。

◆（徳田委員） 商工会から確かに広告物の条例について出ました。でもこれは当該利害関係者そのものですよね、ほとんどの商工会の方は看板を出していますから。

自治連というたら自治会の集合体、総体なんですよ。だから、あらゆる年齢階層の方が入っているんです。保育推進保護者会協議会の方とかそういった方から出てくるのは当該利害関係者だから理解できますよ。そこに僕は違和感を感じるんです。

◆（いとう紹介議員） その件に関しましては、請願項目をごらんいただきたいんですけども、実際この計画に対して、ああしろ、こうしろという文言は一切入っていません。ただ、基本的にはそこに住んでいる、生活されている方の御意見をしっかりと聞いて、合意が得られるような政策の決定をしてくれというような項目になっているかと思っておりますので、全く問題がないように私は考えております。

◆（徳田委員） そういった意見を聞いて、申し入れをした14人の議員の一人として、いろんな形で動いてきたことは、まず申し上げますけども、今おっしゃった請願項目のことですけども、じゃあ請願項目の中にある「市民合意形成のため立ち止まり」とありますね。じゃあこれ具体的にどういうことなんですか、「立ち止まり」とは。

◆（いとう紹介議員） これは、特に時間的に例えば1カ月、半年、1年待って考えろというような文言ではないと思っております。限られた中で、より深く、一人でも多くの方に御理解いただける、御協力いただけるような体制をしてほしい。そういう願いだと思っております。

繰り返しになりますけれども、5月1日の広報の時点では、全く市民の意見が受け入れられておりませんでしたので、そのことに対しての思いだと思っております。

◆（徳田委員） ちょっと今いとう議員がおっしゃった具体的な意味がよくわからないんですけど、「限られた中で、より深く、一人でも多くの方に」って、じゃあ具体的にどういうことなんですか。これは白紙撤回してくれという意味ではないんですか。じゃあ白紙撤回じゃなければ具体的にどういうことなんですか。

◆（いとう紹介議員） 私は、白紙撤回をしろというような意思では伺っておりません、この請願に関しましては。ただ、説明会をした際に、いろいろなお声がありまして、見直せるものがあるのであれば見直してほしい。まだそういうはっきりわかってないものに関しては、しっかりと決めて丁寧な説明をしてほしい。そういうことだというふうに理解をいたしております。

◆（徳田委員） 具体的によくわからないんですけど、じゃあ、きょう見直しが発表になったことについては、紹介議員はどう理解しますか。

今の先ほどの答えは、紹介議員のほかの3人の方も一緒のお考えということで、白紙撤回ではないということでもよろしいですかね、確認ですけど。もし違うということであれば、その方だけおっしゃっていただければいいと思えますけど。

◆（いとう紹介議員） きょうの所管事務調査のことにに関してなんですけれども、例えば私どもも初めてきょう、見直し案というのを説明いただいたんですけども、この請願項目の中には、地域の方の声をに入れてほしいというような請願が入っております。それに対して、例えば朝日ヶ丘幼稚園で認定こども園を計画をしていますと。送迎に関してはかなり難しいけれども、市民プールの駐車場を使用することも考えているというような発言が行政からあったかと思うんですけども、これがまさに地域の住民さんの声を聞いていない中での決定であるなというふうに考えております。市民プールの駐車場に関しては、いろいろ経緯がございますので、あそこを使用するというのはかなりレベルが高いことだと思っております。

自治会連合会の方たちは、例えば一番初めに示された案に関しても、地域の実情、例えば交通量であったりだとか、人の流れであったりだとか、そういうことを余り加味せずに出された計画に対して驚きを持っておられたと思えますので、私はまだまだ市民の方のお声を聞く機会というのはつくっていただきたいなと思っております。

◆（徳田委員） そしたら、請願項目の二つ目をお尋ねいたします。「小学校区毎に市民の知恵の集約と合意をはかるように」云々とございますけれども、これ一見、耳ざわりですけど、議員をやっているか

らだと思えますけど、すごく難しいことですよ。意見調整とかそれぞれの地域の主張とか、これについては紹介議員はどのように具体的に進めると考えていらっしゃるんですか。

◆（森紹介議員） 本当に難しい課題だというふうに私も思っております。ただ、この項目にありますように、地域によっていろいろ保育所や幼稚園のあり方や受けとめ方が違うというこの計画の中で、それぞれの地域でもっと具体的な話をしてほしいですとか、もっといろいろな意見があるんだということだというふうに思っています。

例えば今回、打出保育所と大東保育所の民営化のことについて、打出保育所はきょうのこの発表で延期ということがありましたが、当局の説明があったように、いろんな意見がある中でまたいろいろ考えたんだということですがけれども、これでもわかるように、こうした一つの保育所の民営化についても、地域の中では保育所の果たしている役割や、あるいは一方では幼稚園の、例えば伊勢幼稚園、宮川幼稚園それぞれに、幼稚園に対する地域の思いや、あるいは果たす幼稚園の役割というのはあるというふうに思うんですね。

そういう点で、それぞれの事情が違う中で、この市内全域にわたるこうした大きな改編の計画ですので、もっともっと意見を集約といいますか議論を重ねてほしいと。温度差がある中では、出された自治会のそれぞれの役員の方がもっと意見を集約したいという方向の中で議論を深めてほしいんだということだというふうに思いますので、この出された計画と、きょう発表された計画をあわせまして、一層の行政の説明ですとか、またそれを受けての地域の議論を深めていきたいというふうにも、私は今回この請願を受けて、きょう説明を聞いて、考えたところです。

◆（前田紹介議員） 1点目ですけど、本当にきょうの所管事務調査の話を受けて、そういう形、この2項目のほうになってきているんじゃないかなというふうに思うんですね。5月1日の広報というのは、きょう議論がありましたけれども、市の考え方を示さなければ説明会もできないという市の見解というのは、一定の理解ができなくもない。そういうことの中でいろんな意見をいただいたということですがけれども、二巡目に入る答弁も同じような答弁になっていたわけで、でもその間に多くの市民の皆さん、団体の皆さんから意見も来ているということ为先ほど披露もされましたし、何より市民の皆さんの意見を集約されている議員の多くの方が提案をされて、そういうことも踏まえてきつと検討をされたんだというふうなことが見直し案につながってきたのではないかなというふうに思います。

その中で、きょうも当局のほうが言っていましたけれども、きょうの公表された見直し案を受けて、保護者の説明会や地域の説明会をやるということでもありますので、議員の皆さんの御努力もこういう形の方角に結びついてきたと。

それはまさしく議員の皆さんが地域の声を吸い上げて熟議をされて、一つの意見にまとめたという大きな成果でもあったし、自治連のこの請願の趣旨というのが、既に生かされつつあるということではないかなというふうに思いますので、またこの説明会を受けて、皆さん

の思いというのも、より意思が固まってきたり提案も出るかもしれないということを期待したいと思います。

◆（ひろせ紹介議員） 私のほうからも、自治会連合会が出されましたこの請願については、やはりきょうの所管事務調査でも示された見直し案についても、住民にしっかりと説明をされるということですが、その説明をした後の意見もきっちりと聞いて進めていただきたいというふうにも思いますので、この請願で立ちどまっていたら、より住民の意見を踏まえた計画であるようお願いしてほしいということの趣旨だと思っておりますので、聞いていただけたらと思います。

◆（徳田委員） 紹介議員の皆さんはいいように解釈されて、今いい形で御答弁されていると思うんですが、ただ純粹に僕らはこの請願に関して、文字が、文章が命ですから、そこに書いていることを判断したりしますので、ここに書いているような意味でいったら、この「あり方」については、地域によって事情が異なる小学校区ごとに市民の知恵の集約と合意を図るようにと、「もう一度討議を住民を交えて」ですから、もう一回、案自体をさらぴんに戻せというふうな解釈、しかも小学校区ごとに意見をまとめろというふうな解釈につながりかねないような文章ですわ。

僕は思うんですけど、今回の2月13日に行政のほうから示された骨太の案は、あれはあれでよかったと思います。もし、ちまちまちま「ここです、ここです」とかいうのを年次的にタイムラグがあって出してきたら、逆に僕は、ほかの議員さんはどうか知りませんが、何ちまちました案を出してるんだと、全体を見据えた骨太の計画を出せよと、普通こんなふうに議員は考えますわな。

ですから、そういった意味で一つ原案が示されて、そのあと次に小さな単位でいろんな意見を聞いて、それを調整してやるというのは、僕はこれ至極まともなやり方だと思うんですよ。ちょっと文章の解釈が違いましたけども、そういった意味で、ちょっとどうかという部分があったものですから、お尋ねいたしました。

とりあえずはいいです。

○（平野委員長） ほか、質疑はございませんか。

◆（長谷委員） 済みません。随分長い議論になってきそうなので、私は実はこの請願を見たときに、実に芦屋の……

〔「携帯電話」の声おこる〕

○（平野委員長） 携帯電話、どなたかかかっていますか。会議室の外へ出ていただいて使ってください。よろしくお願いします。

ではお願いします。

◆（長谷委員） 私は実にこの請願の中身というのが、自治会連合会らしいというか、私も古くからここにいますから言えば、芦屋の一番基本的な部分、つまり幼児教育とか小学校やとか、いろんな公教育のあり方について、これは明治、いうたら145年前に精道小学校の時代から始まるんですけど、ずっと大事にしていた部分なんですね。これは、この人たちにとっては一番大事なところやったというのがあらわれた請願だと、私はそんなふうに見えたんです。

何を暇なこと言うてんねんと、要は、このまちの誇ることを、どこで見てたんだといったら、昔からやっぱり公教育だったんですよ。というふうに私は思います。私はそう感じて育っています。

恐らく請願を出そうとされた方たちは、やっぱりその部分というのを非常に大事にされたんと違うかなと思うんですね。公、つまり市とかそういう組織が地域の住民と一体どうやってやっていこうというような形が、実は昔からいっぱいあったんですね。

これは本会議の私のテーマだったんですけど、戦時中にもいろんな、給食をするためには地域の人たちはどないしたんやとか、例えば精道村に警察署をつくるんやったら地域の人が寄附してやるんやとか、これは幼稚園もそうなんですね、宮川幼稚園もそうなんです。あれは地域の人たちが寄附してつくってらっしゃった。プールが要るといえば地域の人たちがお金を出し合っつけてくれた。こうやってつくってきた芦屋が公教育を保障してきたというのが、このまちの生業やということでは、芦屋市制より古い脈々と流れた伝統がこういう形で出てきたとすれば、私はこの請願についてはすごく意義があるなというか、何かちょっとうれしくなったなみたいな感じを受けています、正直言って。

それで、紹介議員にこの請願の項目よりも誇れる芦屋の教育環境、まちづくりを市民みんながつくっていくのが、このまちの方針ではなかったかという、この問いかけなんですけど、私はこれに私自身の考え方の答えを持っていますが、紹介議員の皆さん、いかがですか。これについてはどんなふうに考えられますか。

◆（いとう紹介議員） 確かに我々議会は、二代表制の責任あるポジションとして、いろいろな行政の施策の決定にかかわってまいりませけれども、少子高齢化も迎えて限られた資源の中で、本当に市民の方と手と手を握って歩んでいかないと、芦屋市というのは将来的にずっと継続できなくなってくるんだと思います。その部分でいくと、市民の方の英知と御努力と色々なものをおかりしながら一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

◆（森紹介議員） 今、長谷委員がこの芦屋市の公教育の歴史を教えてください、語っていただいたわけですが、私も伊勢幼稚園の成り立ちを聞いたことがあります。地域の中で、国道43号を渡って幼稚園に行くのが大変だから地域に幼稚園が欲しいんだということで運動してできた幼稚園と聞いています。

今でも幼稚園や、あるいは保育所は、しっかり保護者会やPTAがあり、地域の中のそうした自治会の方や地域の住民の方に支えられたり、あるいは子供たちが見守られたり、そうした中でつくってきている歴史は脈々と続いているというふうに思いますので、そういう意味でも地域のまちづくりの問題として、幼稚園や保育所の施設、あるいはその果たす役割をしっかりと考えていくということは、本当に大切だというふうに思います。

ですから、やはりそうした意見をしっかりと聞いてほしいんだという、この思いというのは本当に同感です。

◆（長谷委員） 保育所に関しても近々ですけど、例えば看護師さん

が配置されていることについても、やはり事故を未然に防いでいくという積極的な姿勢として、制度としてずっと培ってきているんですよ。

そういう意味では、私は今回の請願の内容を、むしろ自治会連合会が出してくださったということについて、すごい逆に意味があることやというふうに思うんですね。つまりこのまちを教育を中心として考えたからこそ、こういう請願が出てきたんだと思うんです。それはやっぱり地域の人たちがここを大事にしようとしている芦屋の基本的な部分ですよ。これをやっぱりこの請願が僕にうたってあげるべきやというふうに――何か賛成討論になっちゃってるけど、そんなふうに私は思っています。実際のことを言うてそういうことやと思いますので、やっぱり当局に申し上げたいことは、やっぱり、きょう先ほど所管事務調査をしながら僕はボタンのかけ違いと言いましたけど、やっぱりその辺の思い、どっちかという、むしろ教育委員会や行政が頑張ったということもあるんです。あるということも認めます。でも、地域の人たちが芦屋の公教育を支えてきたんだというその部分も絶対忘れたらあきません。

いろんなところでいっぱい過去が残っていますから、それを見ながら、もう一遍――この提案はいいですよ。地域の人たちともう一遍やっていこうって、何も地域の人か反対するとか市民の人が反対するとかじゃなくて、一緒にものをつくっていこうという方向でいけば、もっとええものができると思う。これ何かきれいごとで言うているわけじゃない。これをずっと続けてきたまちが芦屋なんですよということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

◆（いとう紹介議員） 先ほど長谷委員のほうから、公教育のすばらしさについて、すごくお話をいただいたんですけども、ちょっと重なるんですけども、この請願項目としては、今ある計画を白紙撤回して、公教育で全てやれというような趣旨は一切入っておりませんので、重ねてお伝えさせていただきたいと思います。

○（平野委員長） ほか、質疑はございませんか。

◆（福井〔利〕委員） 大分議論が深まってまいりましたので、私からは請願項目についてのみ、ちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

請願項目1の中で、先ほどからお話がありましたように、「市民合意形成のため立ち止まり」というところで、文字面だけ見れば人が立ちどまるときは必ず到達点に向けて時間軸の部分でおくれが生じるということも考えられます。

この文章だけ見ますと、そういうふうなゴール地点といいますか、今後のあり方について進めるべきところのゴール地点が少し後ろになるというふうな意味が込められているような文章なんですけれども、こちらについて、紹介議員の皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。

◆（いとう紹介議員） その時間軸に関しては、先ほど申しましたように、1年、1カ月という話は全くしておりません。現在、きょう説



明がありましたように、見直し案が出ていますよね。この時点でも多少おけているわけですよ。でも納得できて最終的に長く愛されるようなものができるのであれば、多少おけてもいたし方ないのかなと個人的には思っておりますけれども、ただ一方で、きょう、あしたの子供さんを預ける場所がなくて困っている方もいらっしゃると思いますので、そこら辺はそんなに長引かせるわけにはいかないなというふうに個人的に思っています。

◆（福井〔利〕委員） 今、いとう紹介議員の個人的なお話を伺いましたけども、ほかの皆さんはどういうお考えでしょうか。

◆（前田紹介議員） 私が時間的なことを言えるようなことはないと思うんですけども、やはり先ほども質疑がありましたけれども、ここに芦屋のまちづくりを担う市民、行政、教育専門家と多彩なメンバー、そして議員と議会という場で議論をするということに時間というのはやっぱり必要になってきているというのは事実だというふうに思いますし、この件に限って言えば、今、所管事務調査でありましたように、7月1日に広報を新たにして、また地域や保護者会に説明をするということですから、それだけの時間をどのように行政が考えているのかというのは、私は定かではございませんけれども、そういう機会が立ちどまって物事を考えていっているという一つの時間の概念だというふうに思いますので、請願項目2で先ほども言いましたけれども、一つの請願の趣旨ということは、やはり生きてきているのではないかなというふうに思います。

私が紹介議員として、この時期までにこの結論を得なさいということを確認する時間の設定を持っているわけではございません。

◆（森紹介議員） 私もこの請願項目1にあります計画は急ぎ過ぎだと、この「立ち止まり」というところに私も時間軸を持っているわけではありませんが、やはり市民の方がこうした状況、ちょっと待ってほしいんだというようなことは確かな意味を持っていることだというふうに思いますし、きょうこうした見直し案が出されている新しい状況の中では、当局が広報で示す、あるいは説明会を開く、そうした中で議論が十分されるように時間をかけるという意味のことだというふうに理解しています。

◆（ひろせ紹介議員） 3人の紹介議員のように、私も一旦議論を、見直し案もきょう示されましたので、そのことも踏まえて住民説明会も行われるということですので、そのところで立ちどまるというものと捉えました。

◆（福井〔利〕委員） この中で文章を見ますと、「立ち止まり」というところで、今、時間軸のことをお話しさせていただいたんですけども、今、本当に待たれている待機児童の方々というのは非常に切実な大きな願いがあるわけですので。

その中で「立ち止まり」というこの文章だけを見ると、市議会としてもこの請願を「立ち止まり」というところを判断することで、まだおくれるんと違うかというふうに疑念が大きく膨らむところではあります。

そういうところで、長期的な部分と短期的な部分でのお願いという

のを先ほど所管事務調査のほうでもさせていただいていますけれども、この「立ち止まり」ということに関して、ちょっと違和感を今、感じておるところであります。

請願項目2のところに行きますと、小学校区ごとということ、先ほどお話がありましたけれども、これはちょっと担当の所管のほうにお聞きしたいんですけれども、現在の「幼稚園・保育所のあり方」であつたり、学教審のあり方というところで、今、中学校単位にしている理由というのは、何かあるんでしょうか。

◎（三井こども・健康部長） この新制度に基づきまして、支援事業計画をつくるに当たりまして、人口10万人程度であれば1単位ということも可能だと思いますけれども、やはり1単位になりますと、地域特性といいますか、南北に長い、その中でもさまざまな状況があるということをお考えますと、どうしてもやっぱりそこが施設が作りやすい南のほうに偏っている。今回もそうです。山手圏域がなかなかできなかつたというのは、まさしくそういうことやと思います。

その中で、小学校というのは確かにそうかもわかりませんが、なかなかそこは難しいと思います、均等に公平にやっていくのは。そうなってくると、やはり次の中学校単位――3圏域という形をつくつたということでございます。

以上でございます。

◆（福井〔利〕委員） 今、言われたように10万人程度の人口であれば1圏域という見方もあるけれども、今は現状の中学校圏域というものが今、考える上での一つのハードルを下げた上での妥協点になるというふうに理解いたしました。

その中で、中学校単位というところでも、今、見つけるのが非常に困難やという状況の中で、これは小学校区ごとの意見ということの集約になりますと、今以上に高いハードルを設定することになります。この請願項目ということで、今、審査する上で、小学校区ということが入っておりますけれども、これについて紹介議員の皆さんは、この小学校区ということに関しては、やはりこの言葉、文字面どおり小学校ごとで意見を集約して、それを反映していくほうがいいということで今お考えになられているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。これはお一方で結構です。

◆（前田紹介議員） 小学校区か中学校区かという議論じゃなくて、幼稚園の場合、とりわけ小学校区ということとニアな形でやって来られていたということがあろうかというふうに思いますし、それはやはり通園という距離の問題、何より地域という中で育つという単位で、それは中学校区という広い単位よりも一つの小学校区というエリアの中で、子供たちも顔をつなぎ合い、保護者も顔をつないでいくという単位の中で、より地域の深まりというのが出てくるということを培ってきたわけですから、そういうことを大切にして次の議論を進めてくださいというのが、先ほど口頭陳述でありましたように、学教審の答申、終わりの項にも――学教審の答申の4ページにあるような第4項にある視点と、その下に書かれている2項目のものということの思いが、学教審の第6回の審議会の中では、教育委員会が単独に決めると

いうことはきっと誰も予想だにできなかったというふうに思うんですよね。審議会の皆さんは次のしかるべき機関というんですか、いうふうな形で議論が進んで、答申は各圏域に1園から2園が望ましいということですから、そういうことの議論をするにしても、やはり地域の課題、通園の距離の問題であったり、地域が抱えてきた課題であったり、そういうものを複合的に議論をして、答申にあるような方向が論じられていく。そういうことを期待されていたんだと思う。そういう思いも兼ねて学教審には、連合会の代表も入っておられるわけですから、そういう意味でここに小学校区という一つの例示で地域のそういう、例えば幼稚園のほうが比重的には高いと思いますけれども、関連性で書かれているんだというふうに私は理解をしたんですけれども。

◆（福井〔利〕委員） 今お話を伺いまして、今の内容やということがよくわかりました。

この間の教育基本方針であったり、子育てのプランだったりというところでは、中学校圏域ということをやっと進めておられました。その中で、今まで議案の中だったりも、可決であったり反対された方もいらっしゃるんですけども、してきた流れがございます。

このタイミングで、この一つの項目について小学校単位だけでこういうふうな意見の吸い上げをするべきだというふうな意見について、ちょっと僕も先ほどの請願項目1と同じ内容で、ちょっとおかしいなと疑問点を少し感じながら今、質問させていただいているんですけれども、中学校単位から小学校単位ということによって細分化するというに当たって、集約と合意を図るようということによって、もう一度討議をということによってございますけれども、この「もう一度」というのは、一度したということは皆さん御理解いただいた上でもう一回してほしいということになるんでしょうか。

◆（前田紹介議員） これはやっぱり先ほどの繰り返しになりますけれども、2月13日に明らかになって、2月から3月、4月にかけて説明会が先ほど多くの参加を得て、回数を重ねて行ってきて、2回目の市の考え方なり5月1日の広報ということで、読みようによっては、さも決定であるような、あとは最終的な議会の御議決を仰ぐというふうな形になっているということに対する変化が生じてきているわけですから、もう一度の機会が、先ほど言いましたように説明会という形でできてきているわけですから、いろんな取り組みを、市民の方もそうですけど、議員の皆さんもいろんな形で提言をされたり意見を出されたりということではできたのではないかなというふうに思いますので、その「もう一度」というのは、1回で終わらなかったと、見直し案に結びついたら議論と説明会というんですか、意見をもう一度改めて市民に聞くという形になっているわけですから、そういうことじゃないかなと思います。

◆（福井〔利〕委員） 先ほどの所管事務調査の報告の中でも、今後また説明会をされていくというふうなお話をしておりましたので、それがここに関しては、合致したということの理解でいいですか。

◆（前田紹介議員） 流れからいくとそういうことになっているんでしょう。あれで終わらなかったということですからね。わかりません

よ、6月議会の議案の話をするれば、市のホームページにも載っていませんけれども、6月議会に打出保育所の民間移管の原案は出さないというふうな格好の変化に結びついてきているわけですから、立ちどまらなければと言うたらおかしいですけども、検討がなければ6月議会では私たちは選ばれた議員として、議決をしなければならぬという時間と言うたらおかしいけど、になっていたわけですからね。

○（平野委員長） ほかに質疑はありませんか。

◆（平野委員） じゃあ簡単に私から、紹介議員に請願の趣旨、請願者の意図しているところについての確認をしておきたいと思うんですが、保育所の待機児解消策というのは喫緊の課題で、私もこれは非常に重要なことだと思うんですけども、この請願書の中を見ましても、「保育の待機児童対策が最優先であるのに」というのが請願の理由の2番目のところにありますね。しかしそうならないという問題提起がされているわけです。

そこのところについての認識を、私も私なりに持っているんですけども、そのことと紹介議員なり、あるいは請願者の意図とが同じものなのかどうなのかというのを、ちょっと確認しておきたいと思うんですけども、この市の説明で増設の見込みが374人と書いてあるんですね。ところがこれは統廃合・移管とはかかわりのない部分が280人なんです。ですから、待機児対策で統合によって増設には認定こども園の90人と、こういうことになってくるわけです。

6月1日現在ではありますけれども待機児171人ということになってくるわけで、新たに南芦屋浜なりに開設をされる民間園とか、あるいは市が誘致をするハートフル福祉公社跡地の民間園とか、それから、既に事が進んでいっています市役所分庁舎への小規模保育とか、こういうものが統廃合と民間移管とは別の話なんです。

だから、何か今度の出されている「あり方」についての議論がおくれたからといって、待機児解消策として何かそれが後回しにされてしまったりとか、待機児解消策に重大な影響を及ぼすとかということには、ほとんどならないんじゃないのかなというように私は思います。その辺はどうお考えなのかお聞きしたいです。

それから、請願項目の2番目で書かれている「地域によって事情が異なる小学校区毎に」と書かれている一つの視点としては、幼稚園の状況があると思うんですね。空き教室があるところなどについていえば、その活用というようなことも含めていろいろ考えられているんじゃないか。この点は誰もと必ずしも意見が一致するわけじゃないんですけども、それと、幼稚園全体でも状況の違いがあるので、そこは市民の知恵の集約、合意というのが必要だろうというように書いてありますけれども、いわゆる3歳児保育をやっていくことによって、預かり保育とも連携すれば、待機児解消策というのはこれもまたできるわけですね。

ですから、自治連の方も待機児解消策は非常に大事だけれども、なかなか今の計画ではすぐのものにならないんじゃないかとか、あるいは地域の幼稚園の施設の有効活用という点からも課題を残しているんじゃないかとか、そんな問題意識も含めて本請願になっているのでは

ないのかなという気はするんですけども、その点はいかがでしょうか。

◆（いとう紹介議員） 今回、行政のほうから示されている案というのは全市にわたっておりますので、まずお住みになっている地域によって全く影響がない地域もちろんございますし、すごく影響がある地域もありますので、本当に説明会の中でもさまざまな意見が出たと思っております。

請願者お一人お一人については、それなりにいろいろな意見があるんだと思うんですけども、ここの部分に関しては、ちょっと繰り返しにもなるかと思うんですけども、やはり唐突感がすごくあると。この間、言われましたのは、行政が例えば総合計画にないものを次々と事業として行っていく経過もよく御存じの方が多くて、一体行政はどうしているんだと、我々市民が置き去りになっているんじゃないかというのが、まず1点、根底にあるように思っております。

そこの部分で、請願項目の中に両方とも「市民合意形成」であるとか「市民の知恵の集約と合意をはかるように」というような文言が入っているように思っております。

あと、一番初めの待機児童が少々おくれてもそんなに影響がないんじゃないのかという質問に関してなんですけれども、ちょっとそこは私は平野委員と意見が異なっております、行政側にしても、もともとの計画で、きょう、あしたの待機児童対策にならないというのは十分理解をしておったんだと思うんですね。そこの部分で、この「幼稚園と保育所のあり方」については、これはこれですと。そこが一定落ちついたら、きょう、あしたの待機児童の対応はするものだと私は思っておりましたので、ここの部分が終わらないと次に行けないというようなジレンマがあると思っておりました。

ですので、私は個人的には、やはりそれほど時間をかけて立ちどまっているような時間は、時間的にはないと感じております。

◆（前田紹介議員） 平野委員の御指摘がもう一つ飲み込めてないんですけど、この請願項目2に書かれている今回示された案というものが、今、門前で立つ子供たちの待機児童に対する対策としては時間がかかり過ぎた案になっているのではないかということの上で、今、求められているのは、ここに書かれているように、今、保育の待機になっている方のもの、例えばこの年度途中でできればいいですし、年度途中でなかったら来年の例えば4月に間に合うようなというふうなものも、やはり示さなければ当然ならないのに先の話になっているんじゃないかと私は理解したんですけども、それはここで議員間討議じゃないけど、議員さんと議論していいのかどうかわかりませんが、議員の皆さんが熟議されて出された都市公園法の改正に伴う公園の設置ということも一つの材料じゃないか。空き家の対策と熱心な議論がありましたけども、そういうことの議論――公園は反対なんですけども、手だては、いわゆる行政が実行しようと思えば、すぐ動くことができる行政が持っている土地であったり、市営住宅を解体するという計画するのか知りませんが、そういう改良をして、その間をつなぐとかいうような格好でできる手段はあるんじゃないかなとい

うふうに思います。そういうことも逆に言うと、やっぱり自治連ですから、今の問題を含めても考えてほしいなというふうなことで、私は言われているのではないかなと、私の理解です。自治連の方とそこを深く、平野委員が指摘されたようなことまで確認はできておりません。

◆（平野委員） 私のほうから、かなり個別具体的なことも例示的に申し上げましたので、そういうことまで含めてということになりますと、請願の趣旨の範囲を超えたことになってはいけないので、この程度にとどめさせていただきたいと思います。

○（平野委員長） では、ほか質疑はございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○（平野委員長） では質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

◆（福井〔利〕委員） 本請願に対して、反対の立場からの討論をさせていただきます。

この間、質疑をさせていただきまして、その請願項目の中での、拙速ということに関しての提起ということも、各議員であったり委員がまちまちという……

〔「聞こえない」の声おこる〕

○（平野委員長） 少しマイクが離れているようなので近づけていただけますか。

◆（福井〔利〕委員） 「立ち止まり」の意味を考えるとということでも、この文章だけでは実際の現在育てている子供さんたちのことを考えていきますと、この請願に対して、請願の文章だけでは非常に問題点があると感じます。

スピード感を持った施策の立案であったり説明を要するこの大きな考え方において、また、これまでの中学校圏域での行政方針が長期的な立場から進められておる現状において、全市的な大きな流れの中、これまでの本請願についての理由ということを含めて、行政に対して市議会が大きな役割を果たしていると考えます。その流れの中から、この請願に対して、まずこの一つ、二つの項目でございますけれども、流れの中で問題点が二つ、今、言った迅速というところの合意形成、「立ち止まり」ということ、また小学校圏域ということに意見を落とし込むということについては、大きな流れについて私たちが今まで進めてきた議案であったり政策というものについて反するものがあるというふうな考えまして、本請願の反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○（平野委員長） ほかに討論はございますか。

◆（長谷委員） 請願第13号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

今のきょう、新しいプランというか訂正点の議論もあったし、流れとしては全市的に非常に注目を浴びる内容であるし、これは議員もそう思っているのは事実なんです。

ただ、私が思うには、確かにおっしゃるように、やはりこの計画は

私も拙速やと思います。それからまた、このローリングするやり方についても、もう少し議論の余地があったと思っています、今現在もそう思っているんです。

やっぱりこういうボタンのかけ違いといいますか、若干これで公、行政と市民の間に溝をつくってはいかんというふうに私も一番思うんですね。それで僕はさっき、初めに古い話を申し上げたんですけど、実はやっぱりこのまちの生業というのは、そこにあると思っています。

そういうことから言いますと、やはりここは全市的な意味という意味で、市民も交えて皆さんで話し合っていくという、この方針の基本姿勢、これについては僕は大事にしたいなというふうに思うので、本請願には賛成をしたいと思います。

また、ちょっと討論から若干離れちゃいますけど、住民の皆さん、議員は住民の代表でもありますから、いろんな人の話をいろんな形で聞くとおもうんですね。私、実はこの請願も含めていろんな人と話を一ほかの皆さんも一緒やと思いますけど、したんです。そのときに、一つ素朴な疑問があると言うんですね。これは何かというと、今まさにやらなくちゃいけないことと先の話がごっちゃになってるんじゃないかということだったんです。それが先ほどいとう議員がおっしゃいましたけど、そのことやと思うんですね。

今、直ちにやらなくちゃいけないことと、先にやらなくちゃいけないこと、それを全部ミックスして一つのものにしてしまった案がこのプランやと思うんですね。待機児童と関係のないものが入ってきたりとか、そういうことが非常にわからなくなっていて、違う方向にいろんな話がどんどん飛び火してしまうというのが、このプランであると思います。

だから、そういう意味では、もう一度ちゃんと精査をしてやり直したら、十分時間は僕はあると思いますので、やっていただきたいというふうにあえて申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○（平野委員長） ほかに討論はございますか。

◆（徳田委員） 不採択とすべきとの討論を行います。

近年、自治会の政治参加のありようがいろいろ言われてきています。芦屋市では余りありませんが、自治会で特定の候補者を推すことの是非について地方でも議論になっています。宝塚市では、議会で不信任決議まで出ていますが、ある議員の自治会への関与について大きな問題がありました。

そして、我が芦屋市では、自主的に自治会の三役には議員は就任をしないということを申し合わせています。私たち議員も節度を持っています。自治連の皆さんも自治会の三役には議員が就任しないということの意味を自治会側から見て、ぜひ考えていただきたいと思いません。

自治会の政治参加のありようについてということですが、もちろん言うまでもなく、政治参加は御法度だとか、上から目線で自治会の政治参加はおこがましいなどと言っているわけでは全くございません。あ

くまで自治会は政治に対し、中立・公正な立場でなければならないと思います。

いろいろな方が自治会を構成しています。例えば今回の「幼稚園・保育所のあり方について」も、今のままでいいという意見の方も中にはいらっしゃるわけでありまして、保育所の増員によって市の財政が大変じゃないかという方もいらっしゃるわけでありまして、私たちはそういうことに対しても、十分、市民の意見を吸い上げ、そして自己決定しています。

どうか、こういった形で議会も悩みながら、申しわけありませんけれども、自治連の皆さんに言われるまでもなく熟議しているということ、どうかお知り置きいただきたいと思っております。私たちは対立点を見出そうとするのではなく、どうしたらそのような政策が実現できるかという対話・調整ということに重きを置いております。

今回の請願が単位自治会においては、定足数を満たす総会を開催し、その場で正当な手続を経た団体としての意思決定が行われていないことが、先ほどの質疑の中でも明らかになりました。その意味で、今回の請願の意思の形成の仕方について違和感を感じ、そういった意味におきまして、不採択といたします。

○（平野委員長） ほかに討論はございませんか。

◆（寺前委員） 日本維新の会としまして、本請願に不採択の立場で討論をさせていただきます。

本請願、この「市立幼稚園・保育所のあり方について」の計画を捉まえるに当たりまして、二つの大きな社会情勢の変化というものを考えなければならないと思っております。

一つは、女性の社会進出、ひとり親家庭の増加などによって、これまでは幼稚園で満たされた子育て環境のニーズが保育所でないと満たされないような状況に変化していること。もう一つは、少子高齢化に伴いまして、将来的に増税であったり保険料などの増加など、納税者の負担がふえていくということは避けられないような社会情勢に変化していることです。

これに伴いまして、行政の使命としては、納税者が負担可能で、かつ持続可能な行政サービスを形成していかなければならないという責務が、今、課せられていると思っております。

芦屋市の現状を鑑みますと、現状の幼稚園と保育所だけでは、この待機児童の解消は難しい状況にあります。これも計画の進め方自体には問題があった部分もあるとは思いますが、本日報告されました見直し案によって、一定の改善は図られたと思っております。決して立ちどまっている時間はなくて、スピード感を持って進めることが本計画によっては大切なことであると考えています。

また、住民を交えた討議につきましては、今後も説明会を開き、かつ保護者や市民の意見を聴取していこうという意識があることや、また市民の代表である議員が、二元代表制らしく、その職責を果たすことで補える部分も多々あると思っております。

したがいまして、この「あり方」の計画につきましては、大筋では間違っていないと考えています。若干の微調整をしていただく必要も



今後あるかと考えていますが、この計画を前進させることが市民の利益に供すると考えていますので、本請願には反対をさせていただきます。

○（平野委員長） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声おこる〕

○（平野委員長） では討論を打ち切ります。

ただいまより採決を行います。

念のため申し上げますが、挙手されない方は反対とみなします。

では、本請願を採択することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○（平野委員長） 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択にすべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

〔午後 4 時 4 4 分 休憩〕

〔午後 4 時 4 9 分 再開〕